

# 保育士等の3%程度（月額9千円）の処遇改善の調査結果

- 保育所・地域型保育事業所・幼稚園（新制度）・認定こども園（以下、「保育所等」という。）における保育士等の処遇を改善するため、令和4年2月から収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための補助を実施。
- 本調査は、その取組の効果を見るため、令和4年2月から9月までの補助事業（保育士等処遇改善臨時特例交付金）において、施設から市町村に提出された賃金改善実績報告書のデータ（16,431件（うち、私立14,285件、公立2,147件）等）を収集し、集計を行った。

## 1.賃金改善額（平均月額）

|               | 全施設・事業所     |       |            |                      |        |            |                      |       |
|---------------|-------------|-------|------------|----------------------|--------|------------|----------------------|-------|
|               | 賃金改善額（平均月額） |       | 賃金改善対象者の割合 | うち、私立<br>賃金改善額（平均月額） |        | 賃金改善対象者の割合 | うち、公立<br>賃金改善額（平均月額） |       |
| 賃金改善対象者       | 8,998円      | 85.2% |            | 9,322円               | 88.6%  |            | 6,424円               | 22.8% |
| 賃金改善対象者（常勤のみ） | 10,628円     | 88.3% | 10,833円    | 92.9%                | 8,233円 | 55.4%      |                      |       |

※賃金改善対象者は実際に賃金改善が実施された保育士等。保育士等には、保育教諭・幼稚園教諭のほか、施設長（法人役員の兼務者除く）や事務職員、調理員等の保育所等で勤務する全ての職員を含んでいる。  
 ※賃金改善額（平均月額）は、賃金改善を実施した施設の「賃金改善実績額（総額）」を「賃金改善が実施された延べ人数（賃金改善を実施した人数×事業実施月数）」で按分して算出している。  
 ※賃金改善対象者の割合は、賃金改善を実施した施設的全職員（又は全常勤職員）のうち実際に賃金改善が実施された者の割合。

## 2.事業の実施施設・市町村の割合（令和4年4月1日時点）

|      | 全施設・事業所 |        |       |        |        |       |        |       |       | 全市町村数<br>※施設のない市町村は除く | 申請自治体数       |       |        | うち公立 |       |
|------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|-----------------------|--------------|-------|--------|------|-------|
|      | うち私立    |        |       | うち公立   |        |       | うち公立   |       |       |                       | 申請自治体数       |       |        |      |       |
|      | 施設数     | 申請施設数  | 割合    | 施設数    | 申請施設数  | 割合    | 施設数    | 申請施設数 | 割合    |                       | ※公立のない市町村は除く | 割合    | 申請自治体数 | 割合   |       |
| 保育所等 | 43,034  | 37,126 | 86.3% | 32,427 | 31,982 | 98.6% | 10,613 | 5,144 | 48.5% | 1,732                 | 1,446        | 83.5% | 1,487  | 595  | 40.0% |

## 3.常勤の賃金改善対象者の割合（職種別）

| 施設長等  | 主任保育士、主幹教諭、主幹保育教諭等 | 保育士、幼稚園教諭、保育教諭 | 調理員等  | 事務職員  | 助教諭、助保育教諭、講師等 | その他   |
|-------|--------------------|----------------|-------|-------|---------------|-------|
| 53.7% | 85.5%              | 91.1%          | 83.8% | 90.0% | 81.5%         | 88.0% |

※賃金改善を実施した全施設・事業所の常勤職員のうち、賃金改善対象者の割合（88.3%）の職種別の割合。

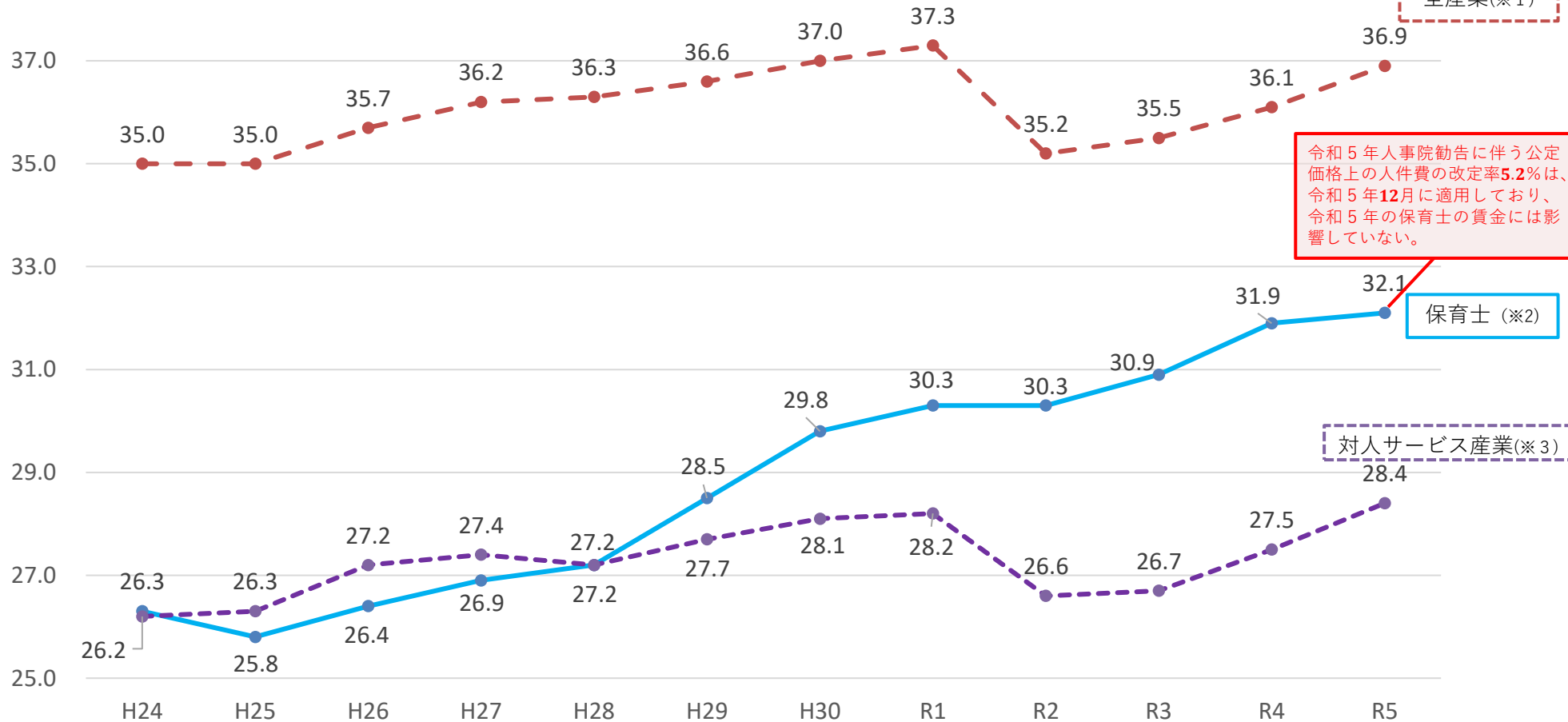
## 4.公立施設において事業を実施しなかった主な理由

| 自治体内の他の職種（行政職や他の施設の職種）との均衡（公平性）を図るため | 賃金水準が適正である又は高い水準であるため | 全産業や他産業（業種）の労働者と比べて賃金水準が高いため | 民間の保育施設と比較して、賃金水準が高いため | 人事院勧告に従って定めているため |
|--------------------------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------|------------------|
| 37.4%                                | 20.6%                 | 14.0%                        | 13.0%                  | 11.6%            |

※公立施設において事業を実施しなかった自治体のうち、回答のあった主な理由（上位5つ）及びその割合。複数回答あり。

# 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収(万円)



令和5年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率**5.2%**は、令和5年12月に適用しており、令和5年の保育士の賃金には影響していない。

保育士(※2)

対人サービス産業(※3)

資料:「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和5年までの各年で公表されたもの)により、子ども家庭庁保育政策課で作成。

(※1)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※2)「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士(男女)の数値。

(※3)「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

(注1) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆動手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間(原則として調査前年の1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。

(注2) 3%程度(月額9千円)の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。

令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率▲0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。

令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。